

長野県飯田建設事務所告示第8号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和2年4月3日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年3月16日

長野県飯田建設事務所長 丸山 義 廣

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 151号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡阿南町新野3073番の8地先から 下伊那郡阿南町新野3023番の154地先まで	旧	m 7.1~18.3	km 2.2400
同 上	新	13.2~64.0	1.8400

- 2(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 152号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡大鹿村大河原1002番の3地先から 下伊那郡大鹿村大河原1063番の6地先まで	旧	m 5.3~7.7	km 0.0896
同 上	新	6.5~8.3	0.0896

道路管理課

長野県教育委員会告示第1号

文化財保護条例(昭和50年長野県条例第44号)第4条第1項の規定により、次のとおり長野県宝に指定します。

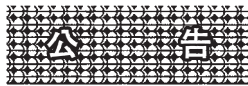
令和2年3月16日

長野県教育委員会

長野県宝に指定する文化財

名 称	員数	所 在 地	所有者の住所及び氏名又は名称
木造不動明王立像	1 軀	長野市青木島町大塚133	長野市青木島町大塚133 宗教法人不動寺
鉄造阿弥陀如来立像	1 軀	東筑摩郡筑北村東条字八木1247-3	東筑摩郡筑北村東条字八木1247-3 八木常会
エリ穴遺跡出土品	485点	松本市大字中山3738-1 松本市立考古博物館	松本市

文化財・生涯学習課



公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年3月16日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ダイレックス篠ノ井店
長野市篠ノ井布施高田字白女417-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイレックス株式会社
代表取締役 多田 高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイレックス株式会社
代表取締役 多田 高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930
- 4 大規模小売店舗の新設をする日

令和2年10月26日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,226平方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 54台
(2) 駐輪場の収容台数 19台
(3) 荷さばき施設の面積 65平方メートル
(4) 廃棄物等の保管施設の容量 10.44立方メートル
(注) 各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおり

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
ダイレックス(株)	午前9時	午後10時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

時間帯
午前8時30分～午後10時30分

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
出入口 2か所

(注) 位置は届出書に添付された図面のとおり

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

時間帯
24時間

- 8 届出年月日
令和2年2月25日
- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課
- 10 縦覧の期間
令和2年3月16日から令和2年7月16日まで
- 11 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 12 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年3月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン長野三輪
長野市三輪9-43-24ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

MULプロパティ株式会社
東京都千代田区丸の内1-6-5

- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
MULプロパティ(株)	葛谷 悦敏	名古屋市中区丸の内3-22-24

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
MULプロパティ(株)	船橋 啓二	東京都千代田区丸の内1-6-5

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
マックスバリュ長野(株)	増田 正良	松本市双葉10-22

(株)東京デリカ	木山 剛史	東京都葛飾区新小岩1-48-14
(株)ほていや	猪飼 千壽子	愛知県名古屋市中区平和2-2-17
(株)ロン都	宮内 隆太	長野市大字南長野北石堂町1454
(有)フレンドシップパートナーズ	兼光 善明	大阪府大阪市北区豊崎5-2
(株)ジェイアイエヌ	田中 仁	群馬県前橋市川原町2-26-4
(株)タツミヤ	指田 努	東京都八王子市暁町1-32-13
(株)K-GOLDインターナショナル	横田 光夫	静岡県浜松市中区西丘町
(株)BerryVeil	齋藤 和恵	長野市若槻東条210-23
ル・ブレ(株)	塚田 弘	埴科郡坂城町大字坂城6428
(株)エフコーポレーション	別所 秀一郎	長野市吉田5-9-19
(株)FPナンジョウ	南條 義幸	飯田市丸山町3-5958-5
(株)サカキヤ本舗	宮澤 孝夫	長野市権堂町2258
(株)パティズ	齋藤 啓一	福島県会津若松市インター西31
(株)大創産業	矢野 博丈	広島県広島市西城吉行東1-4-14
(株)ミヤザキ	宮崎 清之	長野市大字鶴賀緑町2212-27
(株)Thunderstorm	佐藤 信勝	東京都渋谷区猿楽町30-8
(株)エイチ・アイ・エス	平林 朗	東京都新宿区西新宿6-8-1
竹原 洋	—	松本市665-22
(株)ジーユー	柚木 治	山口県山口市佐山717-1
(株)ジーフット	神谷 和秀	愛知県名古屋市中区千種区今池3-4-10
エフエルシーモバイル(株)	木村 友貴	東京都渋谷区神宮前1-4-16
(株)ハニーズ	江尻 義久	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1
フランスベッド販売(株)	池田 一実	東京都調布市菊野台1-2-1
(株)マックハウス	白土 孝	東京都杉並区梅里1-7-7

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
マックスバリュ長野(株)	笹田 直弘	松本市双葉10-22
(株)東京デリカ	木山 剛史	東京都葛飾区新小岩1-48-14
(株)ほていや	猪飼 千壽子	愛知県名古屋市中区平和2-2-17
(株)ロン都	宮内 隆太	長野市大字南長野北石堂町1454
(有)フレンドシップパートナーズ	兼光 善明	大阪府大阪市北区豊崎5-2
(株)ジェイアイエヌ	田中 仁	群馬県前橋市川原町2-26-4
(株)タツミヤ	指田 努	東京都八王子市暁町1-32-13
(株)柿安本店	赤塚 保正	三重県桑名市吉之丸8
ル・ブレ(株)	塚田 弘	埴科郡坂城町大字坂城6428
(株)トラットリア・フォルツァ	師 美砂雄	安曇野市豊科高家2287-31
(株)エフ・コーポレーション	別所 秀一郎	長野市吉田5-9-19

(株)FPナンジョウ	南條 義幸	飯田市丸山町3-5958-5
(株)サカキヤ本舗	宮澤 孝夫	長野市権堂町2258
(株)パティズ	齋藤 啓一	福島県会津若松市インター西31
(株)大創産業	矢野 博丈	広島県広島市西城吉行東1-4-14
(株)ミヤザキ	宮崎 清之	長野市大字鶴賀緑町2212-27
(株)まるため	小池 正司	長野市南千歳1-3-5
(株)ジーユー	柚木 治	山口県山口市佐山717-1
(株)ジーフット	神谷 和秀	愛知県名古屋市千種区今池3-4-10
(株)ハニーズホールディングス	江尻 義久	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1
(株)マックハウス	白土 孝	東京都杉並区梅里1-7-7

4 変更した年月日

令和元年6月20日ほか

5 届出年月日

令和元年10月9日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和2年3月16日から令和2年7月16日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課 創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年3月16日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

デリシア須坂西店

須坂市墨坂4-1-3ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

第一リース株式会社

東京都港区虎ノ門1-2-6

株式会社デリシア

松本市大字今井7155-28

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
第一リース(株)	遠藤 経雄	東京都港区虎ノ門1-2-6
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
第一リース(株)	長津 克司	東京都港区虎ノ門1-2-6
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28
(株)クスリのアオキ	青木 宏憲	石川県白山市松本町2512

4 変更した年月日

令和元年6月26日ほか

5 届出年月日

令和元年10月24日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和2年3月16日から令和2年7月16日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室**公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年3月16日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール松本A棟・B棟

松本市中央四丁目1389-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオンモール株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名(※変更箇所のみ抜粋)

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)チヨダ	舟橋 浩司	東京都杉並区荻窪4-30-16
オプティックインターナショナル(有)	増田 圭治	上田市大字保野795-5
(株)パスポート	柘植 圭介	東京都品川区西五反田7-22-17
(株)セリア	河合 映治	岐阜県大垣市外濑2-38
(株)グッズ	荒木 健三	兵庫県神戸市東灘区向洋町中6-9
(株)Stars	高山 佳国	東京都中央区佃1-1-17
(株)未来屋書店	羽牟 秀幸	千葉県千葉市美浜区中瀬1-6

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)ストライプインターナショナル	石川 康晴	岡山県岡山市北区幸町2-8
(株)松本青果物流通センター	藤森 聖晃	松本市大字笹賀7600-41
(株)HAPiNS	柘植 圭介	東京都品川区西五反田7-22-17
—	—	—
(株)ティーガイア	金治 伸隆	東京都渋谷区恵比寿4-1-18
イオンリテール(株)	岡崎 双一	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
—	—	—
(株)メガネスーパー	星崎 尚彦	東京都中央区日本橋堀留町1-9-11

4 変更した年月日

平成31年1月27日ほか

5 届出年月日

令和元年7月1日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和2年3月16日から令和2年7月16日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年3月16日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール松本C棟

松本市中央四丁目1234番ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオンモール株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)タカチホ	久保田 一臣	長野市大豆島5888
(株)松本青果物流通センター	藤森 聖晃	松本市大字笹賀7600-41
(株)ブルーランジュリー横浜	久松 貴弘	長野市青木島町大塚1348-1
(有)ゼロワンプランニング	市川 順三	須坂市大字幸高322-3
松本ハイランド農業協同組合	伊藤 茂	松本市南松本1-2-16
(株)五千尺	藤澤 高穂	松本市安曇上高地4468
(株)ポボンデッタ	太田 和伸	東京都千代田区外神田3-3-3
中村漆器産業(株)	中村 忠	塩尻市木曾平沢1819

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
イオンモール(株)	吉田 昭夫	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
(株)セリア	河合 映治	岐阜県大垣市外濑2-38
(株)未来屋書店	羽牟 秀幸	千葉県千葉市美浜区中瀬1-6
(株)五千尺	藤澤 高穂	松本市安曇上高地4468
(株)ポボンデッタ	太田 和伸	東京都千代田区外神田3-3-3
中村漆器産業(株)	中村 忠	塩尻市木曾平沢1819

4 変更した年月日

平成31年1月14日ほか

5 届出年月日

令和元年7月1日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和2年3月16日から令和2年7月16日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年3月16日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ハイランドシティ松本

松本市双葉358-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

SMFLみらいパートナーズ株式会社

東京都千代田区大手町1-5-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
三井住友ファイナンス&リース(株)	橋 正喜	東京都千代田区丸の内1-3-2

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
SMFLみらいパートナーズ(株)	寺田 達朗	東京都千代田区大手町1-5-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
イオンリテール(株)	岡崎 双一	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
(株)多井薬局	徳武 一秀	松本市中央1-19-18
As-meエステール(株)	丸山 雅史	東京都港区虎ノ門4-3-13
(株)タカキュー	木内 守	東京都板橋区板橋3-9-7
(株)タツミヤ	指田 努	東京都八王子市暁町1-32-13
(株)ツツミ	互 智司	埼玉県蕨市中央4-24-26
(株)ハニーズ	江尻 義久	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1
(有)寺島	寺島 寿一	松本市豊丘1177-16
(有)シーボート・カンパニー	塚田 浩二	長野市安茂里小市3-30-24
(株)金久	鈴木 文彦	安曇野市明科中川手3734
伊藤 卷廣	—	伊那市美篤5093-1
(株)かめや	亀原 和成	諏訪郡原村11122-1
キンバレー(株)	岩坪 謙吉	東京都港区虎ノ門4-3-13
(株)セリア	河合 映治	岐阜県大垣市外濶2-38

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
イオンリテール(株)	井出 武美	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
(株)田多井薬局	田多井 健介	松本市中央1-19-18
エステールホールディングス(株)	丸山 雅史	東京都港区虎ノ門4-3-13
(株)タカキュー	大森 尚昭	東京都板橋区板橋3-9-7
(株)タツミヤ	指田 努	東京都八王子市暁町1-32-13
(株)ツツミ	互 智司	埼玉県蕨市中央4-24-26
(株)ハニーズホールディングス	江尻 義久	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1
(有)寺島	寺島 寿一	松本市豊丘1177-16
(有)シーポート・カンパニー	塚田 浩二	長野市安茂里小市3-30-24
(株)金久	鈴木 文彦	安曇野市明科中川手3734
(株)かめや	亀原 和成	諏訪郡原村11122-1
キンバレー(株)	岩坪 謙吉	東京都港区虎ノ門4-3-13
(株)セリア	河合 映治	岐阜県大垣市外濑2-38
有賀 純子	—	塩尻市大字広丘原新田234-19

4 変更した年月日

平成29年6月30日ほか

5 届出年月日

令和元年10月31日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和2年3月16日から令和2年7月16日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課 創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年3月16日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン上田ショッピングセンター

上田市常田2-903-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

三菱UFJ信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内1-4-5

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名(※変更箇所のみ抜粋)

(変更前)

名称	名称	代表者氏名	住所
1	イオンリテール(株)	岡崎 双一	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
2	(株)キタムラ	北村 正志	高知県高知市菜園場町1-21
3	(株)ライトオン	横内 達治	茨城県つくば市吾妻1-11-1
4	(株)未来屋書店	羽牟 秀幸	千葉県千葉市美浜区中瀬1-6
5	東京シャツ(株)	五十部 雅昭	東京都台東区駒形1-3-16
6	(株)ナガホリ	長堀 慶太	東京都台東区上野1-15-3
7	(株)AKIRA	東 晃司	東京都江東区東陽6-3-2
8	(株)丸三三原商店	三原 不二夫	安曇野市豊科5750

(変更後)

名称	名称	代表者氏名	住所
1	イオンリテール(株)	井出 武美	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
2	(株)キタムラ	浜田 宏幸	高知県高知市菜園場町1-21
3	(株)ライトオン	川崎 純平	茨城県つくば市吾妻1-11-1
4	(株)未来屋書店	松田 裕史	千葉県千葉市美浜区中瀬1-6
5	—	—	—
6	(株)ナガホリリテール	長堀 慶太	東京都台東区上野1-15-3
7	—	—	—
8	—	—	—
9	吉池 雄二	—	東御市海善寺1245-27

4 変更した年月日

令和元年9月30日ほか

5 届出年月日

令和元年10月31日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上田地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和2年3月16日から令和2年7月16日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上田地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課 創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年3月16日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

中御所3丁目複合店舗

長野市中御所3-14-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社クスリのアオキ

石川県白山市松本町2512

大和情報サービス株式会社

東京都千代田区飯田橋2-18-2

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)クスリのアオキ	青木 宏憲	石川県白山市松本町2512
未定テナント		

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)クスリのアオキ	青木 宏憲	石川県白山市松本町2512
(株)セブン-イレブン・ジャパン	永松 文彦	東京都千代田区二番町8-8

4 変更した年月日

平成29年6月30日

5 届出年月日

令和元年10月24日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和2年3月16日から令和2年7月16日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

令和2年3月16日

長野県知事 阿部守一

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
小県郡青木村	平成23年から平成30年まで	地籍簿及び地籍図	青木村大字田沢の一部	令和2年3月10日
上伊那郡中川村	平成25年から平成28年まで	地籍簿及び地籍図	中川村片桐の一部	令和2年3月10日
上伊那郡中川村	平成26年から平成29年まで	地籍簿及び地籍図	中川村片桐の一部	令和2年3月10日

農地整備課

公告

県営飯山中部地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県知事を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和2年3月16日

長野県知事 阿部守一

1 縦覧に供する書類

県営飯山中部地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和2年3月17日から令和2年4月14日まで

3 縦覧の場所

飯山市役所

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年3月16日

長野県教育委員会教育長 原山隆一

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

電子計算機組織一式

(2) 物品等の特質

仕様書によります。

(3) 借入期間

令和2年7月1日から令和7年6月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

長野県塩尻市大字片丘字南唐沢6342-4

長野県総合教育センター

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）の物件の買入れの等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

塩尻市大字片丘字南唐沢6342-4

長野県総合教育センター総務部

電話 0263(53)8800(直通)

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年4月27日(月) 午前10時

イ 場所 長野県総合教育センター 2階 第2研修室

(3) 郵送（書留郵便に限る。）による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 令和2年4月24日(金) 午後5時(必着)

イ 場所 塩尻市大字片丘字南唐沢6342-4

(郵便番号 399-0711)

長野県総合教育センター 総務部

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項

各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県教育委員会教育長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:
Computer server for LAN and peripherals

(2) Lease Duration:

From July 1, 2020 until June 30, 2025

(3) Delivery place:

As described in the tender description and specification

(4) Contact place for information about the tender:
description/conditions/other inquiries:

Nagano Prefectural Comprehensive Education Center
6342-4 Aza Minami-Karasawa, Oaza Kataoka, Shiojiri City

TEL: +81-263-53-8800

(5) Time and Place for the bid tendering and opening:

Time: 10:00AM, April 27, 2020

Place: 2nd Training Room, Nagano Prefectural
Comprehensive Education Center 2F

(6) Time limit and mailing address for the tender by mail

Time: 5:00PM, April 24, 2020

Mailing Address: Nagano Prefectural Comprehensive
Education Center
6342-4 Aza Minami-Karasawa, Oaza
Kataoka, Shiojiri City
399-0711 JAPAN

学びの改革支援課

公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。

令和2年3月16日

長野県公安委員会

1 検定を行う警備業務の種別並びに検定の実施期日及び場所

種別	実施期日	時間	場所
雑踏警備業務（2級）	令和2年6月27日（土）	午前8時30分から午後5時まで	塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許センター

2 検定の方法

学科試験及び実技試験

3 試験の区分及び科目

区分	科目
学科試験	(1) 警備業務に関する基本的な事項 (2) 法令に関すること。 (3) 雑踏の整理に関すること。 (4) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	(1) 雑踏の整理に関すること。 (2) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(注) 学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行いません。

4 受検資格

長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している警備員

5 受検定員

30名

6 受検の手續

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 検定を受けようとする者は、(2)の検定申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課（受付専用電話 026-233-0108）に事前申込みを行い、検定受付番号を取得してください。

(イ) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(ウ) 電話1本につき1人の受付とします。

(エ) 事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。

イ 電話受付日

令和2年4月14日（火）

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで（受付時間は厳守してください。）

(2) 検定申請書の提出

検定受付番号を取得した者は、住所地（検定を受けようとする者が警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に、検定受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した検定申請書に次掲げる書類を添付して、令和2年5月22日（金）まで（土曜日、日曜日

及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）に提出してください。

ア 長野県内に居住する場合にあっては、住所を疎明する書面（住民票の写し等）

イ 長野県以外に住所を有する警備員が長野県内の営業所に属している場合にあっては、当該営業所に属することを疎明する書面（営業所所属証明書）

ウ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（貼付せずに提出） 2枚

エ 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 検定手数料

検定手数料（1万3,000円）は、検定申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

7 その他

(1) 検定申請書は、長野県内の警察署で交付するほか、長野県警察ホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>）からダウンロードすることもできます。

(2) この検定について不明な事項は、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 026-233-0110 内線 3032）に問い合わせてください。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課